

石川県公報

令和 8 年 4 月 23 日 (木曜日)

号 外

(第 31 号)

目 次

- 教育委員会
○令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験公
告

1

教 育 委 員 会

令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験公告

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 23 日

石川県教育委員会教育長 塩 田 憲 司

令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験実施案内

石 川 県 教 育 委 員 会

1 目的

石川県公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教員を志願する者について、その採用に当たっての選考資料を得ることを目的とする。

2 受験区分・教科及び採用見込数

受 験 区 分 ・ 教 科		採用見込数
小学校教諭等（義務教育学校の前期課程を含む。）		※採用見込数は、令和 8 年 5 月上旬に石川県教育委員会ホームページで発表する。
中学校教諭等及び高等学校教諭等（義務教育学校の後期課程を含む。）	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、農業、工業、商業、水産、看護、福祉、情報	
特別支援学校教諭等	(小学部)	
	(中学部・高等部)	
	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、農業、工業、商業、福祉	
養護教諭		
栄養教諭		

(注) この案内において、「教諭等」とは、教諭及び任用の期限を付さない常勤講師（日本国籍を有しない者に限る。）とする。

3 選考区分及び受験資格等

(1) 一般選考

受 験 資 格	試 験 内 容
次のアからウまでを全て満たす者 ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者	・筆記試験 (総合教養及び教科専門)

- イ 志願する受験区分・教科の教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者
 ただし、看護については、高等学校の教育職員普通免許状（看護）を有し、かつ、看護師免許証を有する者
 特別支援学校教諭等（小学部）を志願する場合は、小学校の教育職員普通免許状及び特別支援学校の教育職員普通免許状、特別支援学校教諭等（中学部・高等部）を志願する場合は、受験教科の中学校又は高等学校の教育職員普通免許状及び特別支援学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者
 （注）特別支援学校の教育職員普通免許状を令和9年3月31日までに取得できない者も、特別支援学校教諭等（小学部）（中学部・高等部）を志願することを認めるが、採用後3年以内に、特別支援学校の教育職員普通免許状を取得することが条件となる。
- ウ 昭和42年4月2日以降に生まれた者

- ・実技試験
- ・適性検査
- ・面接試験
 （模擬授業及び個人面接）

- （注）・一般選考とは、次の「(2) 特別選考」によらない選考をいう。
 ・特別選考の受験資格を有していても、一般選考を志願することができる。

(2) 特別選考

区 分 及 び 受 験 資 格	試 験 内 容
<p>○区分A：本県講師等として勤務する受験者を対象とした選考 一般選考の受験資格を全て満たし、本県国公立学校の講師等として、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、11か月以上の勤務を見込む者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者</p> <p>① 令和6年度教員採用候補者選考試験（令和5年実施）の筆記試験における総合教養の成績が基準に到達した者のうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、本県国公立学校の講師等として11か月以上勤務した者</p> <p>(イ) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの本県国公立学校の講師等としての勤務経験が11か月未満である者のうち、令和6年度本県講師登録において勤務可能な期間を通年とし、講師等の任用期間以外においても講師等としての勤務が可能であった者</p> <p>(ウ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、本県国公立学校の講師等として11か月以上勤務した者</p> <p>(エ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの本県国公立学校の講師等としての勤務経験が11か月未満である者のうち、令和7年度本県講師登録において勤務可能な期間を通年とし、講師等の任用期間以外においても講師等としての勤務が可能であった者</p> <p>② 令和7年度教員採用候補者選考試験（令和6年実施）の筆記試験における総合教養の成績が基準に到達した者のうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、本県国公立学校の講師等として11か月以上勤務した者</p> <p>(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの本県国公立学校の講師等としての勤務経験が11か月未満である者のうち、令和7年度本県講師登録において勤務可能な期間を通年とし、講師等の任用期間以外においても講師等としての勤務が可能であった者</p>	<p>一般選考の試験内容から、筆記試験における総合教養を免除する。</p>

<p>③ 令和 8 年度教員採用候補者選考試験 (令和 7 年実施) の筆記試験における総合教養の成績が基準に到達した者</p> <p>(注) ・免除の資格を得た当該年度教員採用候補者選考試験と同一の受験区分・教科(分野) での受験に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分 A における講師等とは、任期付職員 (育児休業代替講師・養護助教諭・栄養職員・実習助手・寄宿舎指導員)、臨時的任用講師等(養護助教諭・栄養職員・実習助手・寄宿舎指導員を含む。) 及び非常勤講師等 (養護助教諭・栄養職員・実習助手を含む。) とする。 ・11 か月以上の勤務を見込む者とは、「出願時に講師等として任用されている者」又は「出願時までには講師登録を済ませ、勤務可能な期間を通年とし、講師等としての任用を希望している者」のいずれかとする。 ・講師等勤務経験は、該当月に、1 日でも勤務日数がある場合は、1 か月と数える。 ・免除期間は、免除の資格を得た当該試験実施年度の翌年度から講師等として勤務を続ける 3 年間とする。 	
<p>○区分 B : 正規教員としての勤務経験を有する受験者を対象とした選考</p> <p>一般選考の受験資格を全て満たし、国公立学校の任用の期限を付さない正規教員(教諭等、養護教諭又は栄養教諭) として、令和 8 年 3 月 31 日現在、3 年以上 (休職、育児休業の期間を除く。) の勤務経験があり、かつ、次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現に、国公立学校の正規教員 (教諭等、養護教諭又は栄養教諭) である者 ② 過去に、国公立学校の正規教員 (教諭等、養護教諭又は栄養教諭) であった者で、本県国公立学校の講師等として、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに、11 か月以上の勤務経験 (見込みを含む。) を有する者 <p>(注) ・3 年以上ある正規教員勤務経験と同一の受験区分での受験に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師勤務経験は、該当月に、1 日でも勤務日数がある場合は、1 か月と数える。 ・区分 B における講師等とは、任期付職員 (育児休業代替講師・養護助教諭・栄養職員)、臨時的任用講師等 (養護助教諭・栄養職員を含む。)、及び非常勤講師等 (養護助教諭・栄養職員を含む。) とする。 	<p>受験区分：小学校教諭等、特別支援学校教諭等 (小学部) (中学部・高等部)</p> <p>⇒一般選考の試験内容から、筆記試験及び実技試験を免除する。</p> <p>受験区分：中学校教諭等及び高等学校教諭等、養護教諭、栄養教諭</p> <p>⇒一般選考の試験内容から、筆記試験における総合教養を免除する。</p>
<p>○区分 C : 大学 3 年生を対象とした選考 (令和 10 年度採用)</p> <p>「小学校教諭等」、「中学校教諭等及び高等学校教諭等」及び「特別支援学校教諭等」の受験者のうち、次の①から③までを全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条及び学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 9 条の欠格条項に該当しない者 ② 志願する受験区分・教科の教育職員普通免許状を有する者又は令和 10 年 3 月 31 日までに取得する見込みの者 <p>特別支援学校教諭等 (小学部) を志願する場合は、小学校の教育職員普通免許状及び特別支援学校の教育職員普通免許状、特別支援学校教諭等 (中学部・高等部) を志願する場合は、受験教科の中学校又は高等学校の教育職員普通免許状及び特別支援学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和 10 年 3 月 31 日までに取得する見込みの者</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 昭和 43 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、現在 4 年制大学 3 年生の者 <p>(注) ・大学 3 年次実施の教員採用候補者選考試験の筆記試験・実技試験・適性検査の成績等が基準に到達した者は、大学 4 年次実施の教員採用候補者選考試験の試験内容は面接試験のみとする。ただし、大学 3 年次と同一の受験区分・教科 (分野) での受験に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学 3 年次実施の教員採用候補者選考試験の筆記試験・実技試験・適性検査の 	<p>大学 3 年次 (今年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 ・実技試験 ・適性検査 <p>大学 4 年次 (次年度)</p> <p>〔・面接試験 (模擬授業・個人面接)〕</p> <p>区分 D (前年度の大学 3 年生を対象とした選考において基準に到達した者を対象とした選考) での受験となる。</p>

<p>成績等が基準に到達しなかった者は、大学4年次の教員採用候補者選考試験から、この特別選考区分C及びD以外で受験することができる。</p>	
<p>○区分D：前年度の大学3年生を対象とした選考において基準に到達した者を対象とした選考</p> <p>一般選考の受験資格を満たす小学校教諭等及び特別支援学校教諭等（小学部）の受験者のうち、令和8年度（令和7年実施）教員採用候補者選考試験において特別選考区分C（大学3年生を対象とした選考）を受験し、基準に到達した者</p> <p>（注）大学3年次と同一の受験区分・教科（分野）での受験に限る。</p>	<p>・面接試験 （模擬授業・個人面接）</p>
<p>○区分E：大学からの推薦を受けた受験者を対象とした選考</p> <p>一般選考の受験資格を全て満たし、かつ、次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>① 小学校教諭等の受験者のうち、石川県教育委員会が指定する大学（金沢大学・金沢学院大学・金沢星稜大学・北陸学院大学・富山大学・上越教育大学・都留文科大学・岐阜聖徳学園大学）から推薦を受けた者</p> <p>② 中学校教諭等及び高等学校教諭等の工業受験者のうち、石川県教育委員会が指定する県内大学（金沢大学・金沢工業大学）から推薦を受けた者</p>	<p>一般選考の試験内容から、筆記試験及び実技試験を免除する。</p>
<p>○区分F：障害のある受験者を対象とした選考</p> <p>一般選考の受験資格を全て満たし、かつ、次の①から③までのいずれかに該当する者</p> <p>① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者</p> <p>② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>③ 療育手帳の交付を受けている者</p>	<p>原則、一般選考の試験内容と同じとするが、申請により、障害の種類や程度に応じた配慮を行うとともに、必要に応じて実技試験等の一部又は全部を免除する。</p>
<p>○区分G：英語に係る資格を有する英語受験者を対象とした選考</p> <p>一般選考の受験資格を全て満たす中学校教諭等及び高等学校教諭等、特別支援学校教諭等（中学部・高等部）の英語受験者のうち、令和6年4月1日以降に、次の①から③までのいずれかを取得した者</p> <p>① 実用英語技能検定（（公財）日本英語検定協会）1級</p> <p>② TOEFL iBT（ETS Japan 合同会社、TOEFL®テスト日本事務局）100点以上</p> <p>③ TOEIC L&R（（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会）900点以上</p>	<p>一般選考の試験内容から、筆記試験における教科専門を免除する。</p>
<p>○区分H：民間企業等勤務経験を有する工業受験者を対象とした選考</p> <p>一般選考の受験資格を全て満たす中学校教諭等及び高等学校教諭等、特別支援学校教諭等（中学部・高等部）の工業受験者のうち、同一の研究施設、民間企業、官公庁で正規職員として、令和8年3月31日現在、3年以上（休職、育児休業の期間を除く。）の勤務経験がある者</p>	<p>一般選考の試験内容から、筆記試験における総合教養を免除する。</p>
<p>○区分I：教育職員普通免許状を有しない受験者を対象とした選考</p> <p>一般選考の受験資格アとウを満たす中学校教諭等及び高等学校教諭等の受験者のうち、次の①から⑤までのいずれかに該当する者</p> <p>① 国語、社会、数学、理科、英語受験者のうち、令和8年3月31日現在、志願する教科に関連する博士号を有する者</p> <p>② 英語受験者のうち、次の(ア)から(イ)までを全て満たす者</p> <p>(ア) 英語を公用語とする国の大学又は大学院を卒業（修了）し、学士以上の学位を有する者</p> <p>(イ) 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する者</p> <p>(a) 日本国内の中学校又は高等学校等において、令和8年3月31日現在、2年以上（休職、育児休業の期間を除く。）の勤務経験がある者</p> <p>(b) 民間企業、研究機関等において、令和8年3月31日現在、3年以上（休職、育児休業の期間を除く。）の英語を使用した実務経験を有する者</p>	<p>一般選考の試験内容から、筆記試験における総合教養を免除する。</p>

<p>(ウ) 教員の職務を行うにあたり必要とされる日本語運用能力を有する者</p> <p>③ 技術受験者のうち、学士、修士又は博士の学位を有し、かつ、同一の研究施設、民間企業、官公庁で正規職員として、日常的に中学校技術科の分野に関係する業務（木材・金属加工、機械、電気、栽培、情報等）に従事した勤務経験が、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、3 年以上（休職、育児休業の期間を除く。）ある者</p> <p>④ 看護受験者のうち、看護師免許証を有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として、令和 8 年 3 月 31 日現在、3 年以上（休職、育児休業の期間を除く。）の勤務経験がある者</p> <p>⑤ 福祉受験者のうち、高等学校卒業以上の学歴及び介護福祉士の資格を有し、かつ、正規採用の介護福祉士として、令和 8 年 3 月 31 日現在、5 年以上（休職、育児休業の期間を除く。）の勤務経験がある者</p> <p>(注) 特別免許状の授与を前提とする。</p>	
--	--

(注)・特別選考区分（区分 C を除く。）の採用数は、採用見込数に含む。

- ・いずれか一つの区分についてのみ受験できる。（ただし、区分 F 以外の特別選考区分を受験する場合で区分 F に該当する者についても、障害の種類や程度に応じた配慮を行うとともに、必要に応じて実技試験等の一部又は全部を免除する。）

4 併願について

小学校教諭等又は特別支援学校教諭等（小学部）の志願者で、両方の受験資格を有する者は、第 2 志望としてそれぞれ特別支援学校教諭等（小学部）又は小学校教諭等を併願することができる。

中学校教諭等及び高等学校教諭等又は特別支援学校教諭等（中学部・高等部）の志願者で、両方の受験資格を有する者は、同一教科（分野）において、第 2 志望としてそれぞれ特別支援学校教諭等（中学部・高等部）又は中学校教諭等及び高等学校教諭等を併願することができる。

(注)・特別支援学校の教育職員普通免許状を令和 9 年 3 月 31 日までに取得できない者も、特別支援学校教諭等（小学部、中学部・高等部）を併願することを認めるが、特別支援学校で採用となった場合は、採用後 3 年以内に特別支援学校の教育職員普通免許状を取得することが条件となる。

- ・特別選考区分 C の志願者は、大学 4 年次に併願の有無を選択する。
- ・昨年度の特別選考区分 C で基準に到達し、今年度、特別選考区分 D を志願する者は、今年度の志願時に、前年度志願した併願の有無の選択を変更することができる（第 1 志望の変更は不可。）。)

5 加点制度

下記に該当する者を対象に、総合点に加点を行う。

加点の対象者は、電子申請による出願手続きと併せて、「加点申請書」及び「資格を証明する書類」を出願時に提出（郵送）する（9 出願手続を参照。）。「加点申請書」及び「資格を証明する書類」が出願期間に提出されなかった場合は、加点申請は認められない。

当該免許状取得見込者のうち、令和 9 年 3 月 31 日までに当該免許状を取得できなかった場合は、採用候補者であっても採用を取り消す場合がある。

(注) 特別選考区分 C の志願者は、大学 4 年次に加点申請することができる。

【加点一覧】（次の表における「対象となる受験区分」とは、併願の場合、第 1 志望の受験区分のこと。）

対象となる受験区分	基 準 等	加点
小学校教諭等	次のア、イのいずれかに該当する者 ア 英語の中学校又は高等学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和 9 年 3 月 31 日までに取得する見込みの者 イ 令和 6 年 4 月 1 日以降に、次の①から③までのいずれか（令和 7 年 5 月 29 日付までのもの）を取得した者 ① 実用英語技能検定準 1 級以上 ② TOEFL iBT 80 点以上 ③ TOEIC L&R 730 点以上	10 点

中学校教諭等及び高等学校教諭等 (「英語」、「技術」、「家庭」、「福祉」、「情報」を除く。)	次のアからエまでのいずれかの教科の中学校又は高等学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者 ア 中学校「技術」 イ 中学校又は高等学校「家庭」 ウ 高等学校「福祉」 エ 高等学校「情報」 (注) 受験教科の中学校免許状のみを有する(取得見込みを含む。)場合は、ア及びイの中学校免許状のみを加点対象とする。また、受験教科の高等学校免許状のみを有する(取得見込みを含む。)場合は、イからエの高等学校免許状のみを加点対象とする。	10点
中学校教諭等及び高等学校教諭等「英語」	次のアからオまでのいずれか教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者 ア 小学校 イ 中学校「技術」 ウ 中学校又は高等学校「家庭」 エ 高等学校「福祉」 オ 高等学校「情報」 (注) 受験教科の中学校免許状のみを有する(取得見込みを含む)場合は、ア及びイ又はウの中学校免許状を加点対象とする。また、受験教科の高等学校免許状のみを有する(取得見込みを含む)場合は、ア及びウからオのいずれかの高等学校免許状を加点対象とする。	10点
中学校教諭等及び高等学校教諭等「技術」	技術以外の教科の中学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者	10点
中学校教諭等及び高等学校教諭等「家庭」	家庭以外の教科の中学校又は高等学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者	10点
中学校教諭等及び高等学校教諭等「福祉」	福祉以外の教科の高等学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者	10点
中学校教諭等及び高等学校教諭等「水産」	一級小型船舶操縦士の資格(令和8年5月29日付までのもの)を有する者(取得見込は不可)	10点
中学校教諭等及び高等学校教諭等「情報」	情報以外の教科の高等学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者	10点
小学校教諭等、中学校教諭等及び高等学校教諭等、特別支援学校教諭等	文部科学省が交付する司書教諭講習修了証書(令和9年5月29日付までのもの)を有する者(取得見込は不可)	10点

※「資格を証明する書類」: 当該免許状(写し)若しくは免許状取得見込証明書(原本)、当該免許証(写し)、主催団体発行の公式認定書若しくは合格証明書等(写し)又は司書教諭講習修了証書(写し)

6 受験区分別試験期日及び試験会場

(1) 小学校教諭等、特別支援学校教諭等(小学部)

○一般選考、特別選考区分A、Fの受験者

試験区分	試験期日	試験会場
筆記試験・適性検査	令和8年7月18日(土)	小松市立芦城中学校
面接試験	令和8年8月1日(土)又は同月2日(日)	小松市立芦城中学校

○特別選考区分B、Eの受験者

試験区分	試験期日	試験会場
面接試験・適性検査	令和8年8月1日(土)又は同月2日(日)	小学校 小松市立芦城中学校 特別支援(小) 石川県立小松高等学校

○特別選考区分Cの受験者

試 験 区 分	試 験 期 日	試 験 会 場
面 接 試 験 ・ 適 性 検 査	令和8年7月18日(土)	小 松 市 立 芦 城 中 学 校

○特別選考区分Dの受験者

試 験 区 分	試 験 期 日	試 験 会 場
面 接 試 験	令和8年8月1日(土) 又は 同月2日(日)	小 松 市 立 芦 城 中 学 校

(2) 中学校教諭等及び高等学校教諭等、特別支援学校教諭等(中学部・高等部)

○一般選考、特別選考区分A、F、G、H、I及び特別選考区分Bのうち中学校教諭等及び高等学校教諭等の受験者

試 験 区 分	教 科	試 験 期 日	試 験 会 場
筆 記 試 験 適 性 検 査	全 教 科	令和8年7月18日(土)	保健体育以外 石川県立小松高等学校
			保健体育 小松市立丸内中学校
実 技 試 験	教科実技	音楽、美術、技術、家庭、 英語	石 川 県 立 小 松 高 等 学 校
	水泳実技 教科実技	保 健 体 育	令和8年7月18日(土)
令和8年7月19日(日)			石 川 県 立 小 松 高 等 学 校
面 接 試 験	全 教 科	令和8年8月1日(土) 又は 同月2日(日)	石 川 県 立 小 松 高 等 学 校

○特別選考区分Bのうち特別支援学校教諭等(中学部・高等部)、及び特別選考区分Eの受験者

試 験 区 分	試 験 期 日	試 験 会 場
面 接 試 験 ・ 適 性 検 査	令和8年8月1日(土) 又は 同月2日(日)	石 川 県 立 小 松 高 等 学 校

○特別選考区分Cの受験者

試 験 区 分	教 科	試 験 期 日	試 験 会 場
筆 記 試 験 適 性 検 査	全 教 科	令和8年7月18日(土)	保健体育以外 石川県立小松高等学校
			保健体育 小松市立丸内中学校
実 技 試 験	教科実技	音楽、美術、技術、家庭、 英語	石 川 県 立 小 松 高 等 学 校
	水泳実技 教科実技	保 健 体 育	令和8年7月18日(土)
令和8年7月19日(日)			石 川 県 立 小 松 高 等 学 校

(3) 養護教諭(一般選考・特別選考共通)

試 験 区 分	試 験 期 日	試 験 会 場
筆 記 試 験 ・ 適 性 検 査	令和8年7月18日(土)	小 松 市 立 丸 内 中 学 校
面 接 試 験	令和8年8月1日(土) 又は 同月2日(日)	石 川 県 立 小 松 高 等 学 校

(4) 栄養教諭(一般選考・特別選考共通)

試 験 区 分	試 験 期 日	試 験 会 場
筆 記 試 験 ・ 適 性 検 査	令和8年7月18日(土)	小 松 市 立 丸 内 中 学 校
面 接 試 験	令和8年8月1日(土) 又は 同月2日(日)	石 川 県 立 小 松 高 等 学 校

試験区分	内 容 等 (受 験 の 方 法)
総合 教 養	<ul style="list-style-type: none"> ・マークシートで実施 ・小論文(記述)を含む
筆 記 試 験 専 門	<ul style="list-style-type: none"> ・マークシートで実施。一部記述式を含む。 ・小学校教諭等、特別支援学校教諭等(小学部)の受験者は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、英語(リスニングを含む。) ・中学校教諭等及び高等学校教諭等、特別支援学校教諭等(中学部・高等部)の受験者は、受験する教科の専門。ただし、社会、理科、工業を受験する場合は各分野にわたる共通問題のほかに、社会にあつては、公民、歴史、地理の3分野のうちから1分野を、理科にあつては、物理、化学、生物、地学の4分野のうちから1分野を、工業にあつては、電気・機械、土木・建築、工業化学・繊維の3分野のうちから1分野をそれぞれ選択して受験(選択する分野を出願時に選択する。受験の際に変更はできない。)。また、農業にあつては、農産物の生産・加工、バイオテクノロジー、造園、農業土木に関する分野。 ・養護教諭の受験者は、養護に関する専門分野 ・栄養教諭の受験者は、栄養に関する専門分野
実 技 試 験	・「実施案内」の実技試験実施内容等を参照
面 接 試 験	・模擬授業及び個人面接

8 試験の日程

(1) 筆記試験等

月 日	受験区分・教科	試験会場	9 9 9		11 11 11		12	13	14 14		17
			00	20 30	00	20 30	00	00	00	30	00
7 月 18 日(土)	小 学 校 教 諭 等 特別支援学校教諭等 (小学部)	芦城中学校	受 諸 総 休 諸 適 昼 教 注 合 憩 注 性 科 意 付 意 性 専 ① 等 養 ② 等 査 食 門	①	等	②	等	査	食	門	
	中 学 校 教 諭 等 及 び 高 等 学 校 教 諭 等 特別支援 学校教諭等 (中学部 ・高等部)	小 松 高 等 学 校									
	国語、社会 数学、理科 英語、農業 工業、商業 音楽、美術 技術、家庭 水産、看護 福祉、情報										
	保 健 体 育	丸内中学校									
	養 護 教 諭 栄 養 教 諭										
											水泳実技

(注) 下記の区分の受験者の受付時間は、11:00~11:20(受付②)である。

- ・特別選考区分A
- ・中・高等学校教諭等、養護教諭、栄養教諭の特別選考区分B
- ・特別選考区分H
- ・特別選考区分I

(2) 実技試験

月日	受験区分・教科	試験会場	8 ・ 30	9 ・ 00	12 ・ 30	13 ・ 00	14 ・ 00	17 ・ 00	
7月18日(土)	中学校教諭等及び 高等学校教諭等 特別支援 学校教諭等 (中学部・高等部)	保健体育 丸内中学校	(筆記試験)				水泳実技		
7月19日(日)	中学校教諭等 及び 高等学校教諭等 特別支援 学校教諭等 (中学部・高等部)	音楽、英語	Aグループ 受付	教科実技	Bグループ 受付	教科実技			
		美術、保健 体育	小 松 高 等 学 校	受付	教科実技	(筆記試験)			
		技術、家庭			受付				

(注) A、Bのグループ分けは、受験票で連絡する。

(3) 面接試験

月日	受験区分	試験会場	受付時間					
			①	②	③	④	⑤	⑥
			7 8 ・ ~ ・ 50 10	9 9 ・ ~ ・ 15 35	11 11 ・ ~ ・ 30 50	12 13 ・ ~ ・ 55 15	14 14 ・ ~ ・ 20 40	15 15 ・ ~ ・ 35 55
8月1日(土) 又は 同月2日(日)	小学校教諭等 特別支援学校教諭等(小学部)の一般選考、特別選考区分A、D、F	芦城中学校	受付後に、模擬授業及び個人面接を実施					
	中学校教諭等及び高等学校教諭等 特別支援学校教諭等(中学部・高等部) 特別支援学校教諭等(小学部)の特別選考区分B	小 松 高 等 学 校	※小学校教諭等の特別選考区分B及びE、中学校教諭等及び高等学校教諭等の特別選考区分E、並びに特別支援学校教諭等(小学部)(中学部・高等部)の特別選考区分Bの受験者は、適性検査も実施					
	養 護 教 諭							
	栄 養 教 諭							

(注) 受験者の面接日及び受付時間については、受験票で連絡する。

9 出願手続

インターネットによる電子申請

石川県公立学校「教員募集」ホームページから、「令和9年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験出願」(石川県電子申請システム)にアクセスし、指示に従い申請すること。

令和8年5月1日(金)10時から同月29日(金)23時まで申請が完了したものを有効とする。

(注)・郵送又は持参による出願の受付は、原則として行わない。

- ・やむを得ずインターネットによる出願ができない方は、令和8年5月15日(金)までに教職員課教員採用担当へ問い合わせる。
- ・出願にあたっては、石川県電子申請システムの申請用アカウント(Grafferアカウント)に登録すること。石川県電子申請システムにアクセスし、「新規アカウント登録」ボタンから、登録すること。アカウント登録には、各自のメールアドレスが必要である。
- ・出願の受理等については、電子メールで連絡する。システムから送信されるメールを受信することができるよう、「@mail.graffer.jp」のドメインから送付されるメールの受信許可設定を行うようにしておくこと。

- ・使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わないため、余裕をもって出願すること。

インターネットによる電子申請出願の手順等についての詳細は、石川県公立学校「教員募集」ホームページに掲載する出願ガイド(別紙)を参照のこと。

【加点申請書、特別選考区分における自己申告書等の提出】

加点の対象者、特別選考区分B、F、G、H、Iの志願者は、電子申請による出願手続きと併せて、次の書類を出願時に提出(郵送)すること。

(a) 加点の対象者

① 加点申請書

② 資格を証明する書類

当該免許状(写し)、免許状取得見込証明書(原本)、当該免許証(写し)、主催団体発行の公式認定書又は合格証明書等(写し)、又は司書教諭講習修了証書(写し)のいずれか

(b) 特別選考区分B、H、Iの志願者

① 自己申告書

(c) 特別選考区分F、Gの志願者、区分F以外の特別選考区分志願者で区分Fと同様の配慮・免除を希望する者

① 自己申告書

② 資格を証明する書類

主催団体の発行する資格証明書(写し)、身体障害者手帳(氏名・身体障害者障害程度等級・障害名の記載された頁の写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)又は療育手帳(写し)のいずれか

※加点申請書、自己申告書の様式は、石川県公立学校「教員募集」ホームページからダウンロードすること。

期 間：令和8年5月1日(金)から同月29日(金) 消印有効

提出先：〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県教育委員会事務局教職員課採用担当

(注)・提出時の封筒の表に『加点申請書在中』又は『自己申告書在中』と朱書する。

・提出書類の不備又は必要事項の記載もれがあった場合は、受け付けないことがある。

・資格を証明する書類に記載の氏名が現在の氏名と異なる場合は、氏名変更の確認ができる書類(戸籍抄本等)を添付する。

10 試験当日の携行品

試験当日の携行品は、次のとおりである。

- ① 受験票(各自でダウンロードする。A4用紙に印刷し、写真を貼付して持参すること。)
- ② 筆記用具と定規(分度器機能のある定規は不可)
- ③ 上履き、外履きを入れる袋
- ④ 【適性検査実施日】黒色の0.5mmのボールペン(水性・油性のどちらでも可)
- ⑤ 【実技試験実施日】実技試験に必要なもの(「実施案内の実技試験内容」を参照)
- ⑥ 【面接試験及び筆記試験実施日】連絡用封筒1枚(下記(2)参照)
- ⑦ 【面接試験実施日】受験資格等を証明する書類の原本(該当者のみ)

(1) 受験票のダウンロード及び印刷について

受験票は、令和8年6月末日までに石川県電子申請システムで交付する。ダウンロードできる状態になった際は、石川県公立学校「教員募集」ホームページで知らせる。また、登録されたメールアドレスに「交付物発行のお知らせ」のメールを送る。石川県電子申請システムにログインし、「交付物」の画面から受験票をダウンロードして、A4用紙に印刷すること。ダウンロードされる受験票には、写真が表示されない。出願時に添付した写真データと同じ写真を印刷し、受験票の指定された位置に貼付して、試験当日に持参すること。

(注)・「受験票」に受験番号・氏名等が表示されていることを確認の上、印刷すること。

・プリンターなどの印刷機器がない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等を利用すること。

・令和8年6月末日までに、電子申請システムの「交付物」画面にアップロードされていることが確認できず、ダウンロードできない場合は、教職員課採用担当までご連絡すること。

(2) 連絡用封筒について

選考結果通知書を簡易書留で郵送する。長形3号封筒(235mm×120mm)に宛先(郵便番号・住所)及び宛名を

明記し、460円分の切手を貼ったものを1枚提出すること。

連絡用封筒の提出日は、以下の通り。

- 特別選考区分C（大学3年生を対象とした選考）の受験者……………筆記試験実施日
- 特別選考区分C（大学3年生を対象とした選考）以外の受験者……………面接試験実施日

(3) 受験資格等を証明する書類の原本の確認について

下記の受験者は、受付で受験資格等を証明する書類の原本を確認する。面接試験実施日に必ず持参すること。

- 特別選考区分Fの受験者、区分F以外の特別選考区受験者で区分Fと同様の配慮・免除を希望する者
身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の原本
- 特別選考区分Gの受験者、小学校教諭等の受験者で「5 加点制度 基準等のイ」に該当する者
主催団体発行の公式認定書又は合格証明書等の原本

11 選考及び選考結果等

(1) 選考について

選考に当たっては、「石川県が求める教師像」にある、教師としての資質をバランスよく備えている者を採用するため、必ずしも知識の量のみにとらわれず、教育者としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力などの人物評価を重視し、総合的な視点に立って判定を行う。

また、令和9年度教員採用候補者選考基準及び選考試験配点表は、石川県公立学校「教員募集」ホームページで公表する。

(2) 選考結果の通知

令和8年9月25日（金）に選考結果通知書を本人あて発送する。また、同日午後3時から、採用候補者を次の方法で発表する。

- ・受験番号を石川県教育委員会ホームページに掲載
- ・受験番号を県庁1階行政情報サービスセンター横の掲示板に掲示

なお、採用候補者とならなかった者に対しては、受験区分（特別支援学校教諭等は小学部、中学部・高等部別に）及び教科ごとに、令和9年度教員採用候補者選考試験配点表に基づく筆記試験、実技試験、面接試験を合計した総合点を上位、中位、下位（採用候補者を除き上位から3等分したもの）として選考結果通知書に記入して通知する。また、一般選考受験者には、次年度の「本県講師等として勤務する受験者を対象とした選考」を志願する場合の免除資格について、選考結果通知書に記入して通知する。

(3) 区分C：「大学3年生を対象とした選考」の大学3年次実施の試験結果の通知

令和8年9月25日（金）に筆記試験・実技試験・適性検査の成績等が基準に到達したか否かを示す試験結果通知書を本人あて発送する。

(4) 採用候補者に対する資格確認

採用候補者には、選考結果通知後、以下の書類の提出を求める。

- ア 教育職員免許状の写し又は教育職員免許状取得見込証明書
- イ 職歴証明書（特別選考区分B、H、Iの受験者のみ）

12 採用

(1) 採用候補者のうち、採用内定を承諾した者が採用候補者名簿に登載される。採用は、採用候補者名簿登載者の中から行う。併願の場合は、第2志望の受験区分で採用することがある。

(2) 採用候補者の名簿登載期間は、令和9年度限りとする。ただし、下記(a)に該当する者は令和10年4月1日まで、(b)に該当する者は令和11年4月1日まで延長する。

(a) 令和8年度大学院修士課程在学1年目又は教職大学院専門職学位課程在学1年目の者が、大学院修了後の採用を希望し、次の①から④までを全て満たす場合。

- ① 出願時に「大学院修学による採用延期希望選択」の項目で「採用候補者となった場合、採用延期を希望する」を選択し、採用延期希望の意思表示をしていること（出願後の申請は認めない。）。
- ② 採用候補者としての結果通知に同封する「大学院修学継続による採用延期願」と、大学院の「在学証明書」を提出すること。
- ③ 受験した受験区分・教科（分野）の教育職員普通免許状を令和9年3月31日までに取得すること。取得できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されない。
- ④ 受験した受験区分・教科（分野）の教育職員専修免許状を令和10年3月31日までに取得すること。取得で

きなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

- (b) 令和9年4月から大学院修士課程又は教職大学院専門職学位課程に進学予定の者が、大学院修了後の採用を希望し、次の①から④を全て満たす場合。

- ① 出願時に「大学院修学による採用延期希望選択」の項目で「採用候補者となった場合、採用延期を希望する」を選択し、採用延期希望の意思表示をしていること（出願後の申請は認めない。）。
- ② 採用候補者としての結果通知に同封する「大学院修学による採用延期願」と、大学院の「合格通知書の写し」を提出すること。
- ③ 受験した受験区分・教科（分野）の教育職員普通免許状を令和9年3月31日までに取得すること。取得できなかった場合は、採用候補者名簿に登録されない。
- ④ 受験した受験区分・教科（分野）の教育職員専修免許状を令和11年3月31日までに取得すること。取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

※ ただし、大学院等に進学しなくなった場合は、名簿登録期間を令和9年度限りとする。

（令和8年12月末までに石川県教育委員会事務局教職員課に申し出ること。）

- (3) 令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、今後、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。また、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要がある。このため、採用手続き等の過程において、書面等により特定性犯罪の前科の有無を確認する。なお、確認の結果、前科があることが判明した場合は採用しないことがある。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照すること。

- (4) 受験資格の要件が満たされない場合や教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合には、採用候補者名簿から削除される。

13 給与等の待遇

(1) 初任給

令和8年4月採用の大学卒の初任給は、校種を問わず266,200円である。なお、学歴、職歴などに応じて所定の額が加算される。

初任給及び加算額は、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

(2) 昇給

原則として毎年1回行われる。

(3) 諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、義務教育等教員特別手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給される。

14 その他

(1) 試験会場及び試験会場までの交通機関

試験会場及び電話番号	所在地及び交通機関
小松市立芦城中学校 TEL (0761) 22-2931	小松市芦田町2丁目69番地 J R小松駅下車徒歩約15分
小松市立丸内中学校 TEL (0761) 22-2935	小松市小寺町甲27番地 J R小松駅下車徒歩約20分
石川県立小松高等学校 TEL (0761) 22-3250	小松市丸内町二ノ丸15番地 J R小松駅下車徒歩約20分

(注)・試験会場への自動車での来場を禁ずる。

- ・試験会場（体育館を除く。）は、冷房が効いているので、服装に留意すること。
- ・時計は、各自準備すること（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー、大型のものは不可）。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末等の電子機器類は、会場内に入る前に、必

ずアラームの設定を解除し電源を切っておくこと。試験会場内での電子機器等の使用は固く禁ずる。
(2) 受験についての問い合わせ先は、次のとおりである。

〒920-8575 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県教育委員会事務局教職員課
TEL (076) 225-1822 (直通)